

平成 25 年 7 月 5 日  
 経済産業省大臣官房調査統計グループ  
 統計企画室

## 「細分類 ネイルサービス業」の新設について（案）

### 1 「ネイルサービス業」の定義

ネイル化粧品を用いてネイルケア、ネイルアートなどを手および足の爪に施すことによって、清潔で健康な爪を維持し美化するためのサービスを提供する事業所をいう。

### 2 産業の状況

ネイル市場は 2000 年代に大きく成長してきた。ネイルサロンの数は、2011 年時点で 10,400 件に達しており、ネイルサービスにおける消費者の認知は確実に定着している。

現在、「ネイルサービス業」（ネイルサロン）は、別に示すような市場規模を有しており、さらに将来的にも拡大の傾向にある。

また、アンケート調査でも、全国平均で 20～40 歳代の女性の 21%が過去 1 年以内にネイルサロンを利用しており、ネイルサロンを利用していない中でも、20 歳代前半では約 4 割が今後利用したいと回答している。ここ数年間においては、20 歳代の女性でも気軽にネイルサロンを利用できるようになってきているなど、潜在的需要も大きいと思われる。

以上のように、近年、ネイル市場は拡大の一途を辿っており、今後も安定した成長が見込まれる。よって、ネイル業振興と合わせ消費者トラブルの対応等の諸施策のための企画・立案などの基礎資料を得るためには、産業分類（細分類）を設けることが必要不可欠であり、「ネイルサービス業」として独立した分類が必要と考えられる。

(1) 「ネイルサービス業」の産業規模（日本ネイリスト協会発行の「ネイル白書」より）

年次	施設数	伸び率%	金額（百万）	伸び率%
2005年(H17)	4,750	—	40,800	—
2006年(H18)	5,600	117.9	57,900	141.9
2007年(H19)	6,550	117.0	88,600	153.0
2008年(H20)	8,050	122.9	122,950	138.8
2009年(H21)	8,800	109.3	128,200	104.3
2010年(H22)	9,650	109.7	137,000	106.9
2011年(H23)	10,400	107.8	143,900	105.0
2012年(H24)見込	11,000	105.8	152,000	105.6

※ネイル専門サロン（ネイルサービスを主業とする）の施設数と販売金額

（ネイルサービスを併設している施設を含まず）

- ・全体の推計として、ネイルサービスを提供している施設総数 19,500 店のうち、ネイルサービス専門が、10,400 店。

- ・ネイルサービス專業の一部に対し、訪問面接調査、アンケート調査を実施。

### 3 現行の日本標準産業分類における「ネイルサービス業」の分類

現行（第12回改定）の日本標準産業分類において、ネイルサービス業は、細分類「7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業」に分類されており、内容例示に「ネイルサービス業」に該当する産業が掲示されている。

現行の内容例示では、以下の下線の産業が「ネイルサービス業」に相当

大分類N－生活関連サービス業， 娯楽業

中分類 78－洗濯・理容・美容・浴場業

小分類 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業

細分類 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業

内容例示：○コインシャワー業；寝具消毒・乾燥業；コインランドリー業；マニキュア業；ペディキュア業；ネイルサロン；ソープランド業

### 4 分類新設における量的基準

(1) 産業小分類（上位分類）の産業規模

経済センサス基礎調査（平成21年）調査結果

小分類「789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」

①事業所数\_\_18,854

②従業者数\_\_83,274

(2) 産業小分類（上位分類）に対する量的基準

産業小分類に対して事業所数の量的基準を満たしている。

- ・小分類「789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に対する事業所数の構成比

ネイルサービス業		小分類 789		構成比
10,400	/	18,854	=	55.2%

### 5 細分類新設案

「ネイルサービス業」を細分類として、以下の通り新設

7894 ネイルサービス業

化粧品・器具等を用いて、手および足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業所をいう。

○ネイルサロン；マニキュア業；ペディキュア業

×美容業[7831]；エステティック業[7892]